

○津軽広域連合長の職務を代理する副広域連合長の順序を定める  
規則

(平成10年2月10日規則第1号)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定による津軽広域連合長の職務を代理する副広域連合長の順序は、津軽広域連合規約（平成10年青森県指令第253号）第2条に掲げる関係市町村の順序とする。

**附 則**

この規則は、平成10年2月26日から施行する。